

第1章 参加と連携による環境保全

第1節 環境保全活動の推進

現状と課題

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。

施策の展開

第2部
第1章

参加
と
連携

1 県民総参加による環境保全活動の推進

(1) 信州豊かな環境づくり県民会議による環境保全活動

県では、県民、事業者、行政の各主体が参加と連携の下、地域の課題に取り組むための推進母体として「信州豊かな環境づくり県民会議」（構成団体：県内の各種団体・事業者及び県）及び「同地域会議」を組織し、その活動を支援しています。

表2-1-1 2016（平成28）年度「信州豊かな環境づくり県民会議」事業概要

- ・地球温暖化防止運動
- ・循環型社会形成に向けた取組
- ・人材育成を図る研修会の開催
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施
- ・環境美化運動等
- ・情報の収集、提供、啓発及び印刷物の刊行配布
- ・環境保全に関するポスター、標語の募集
- ・信州環境フェア2016への参加
- ・県民会議表彰

(2) 自主的な取組の支援

企業や団体、NPOなどによる自然保護、森林整備、環境美化、温暖化対策などの活動を推進するとともに、「地域発元気づくり支援金」「森林（もり）の里親促進事業」などにより各活動を支援しています。

(3) 環境保全意識の普及啓発

ア 環境月間

国は、環境基本法において6月5日を「環境の日」として定め、6月の1か月間を環境月間として設定し、環境問題についての関心と理解を深めるための各種行事を実施しています。

県においても、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全活動の一層の推進を図るため、国の環境月間に合わせて全県的な運動を展開しています。

→p.134：「表2-1-2 2016（平成28）年度環境月間の主な行事」

イ 信州環境フェア2016

信州環境フェアは、自然豊かな信州の地で暮らす県民、NPO、事業者、行政が手を取り合って、環境保全の取組を推進し、持続可能な社会を構築することを目的として開催する県下最大級の環境イベントです。

県は、このイベントを主催する「信州環境フェア実行委員会」に参画し、子どもから大人まで楽しみながら環境について学び、考えるものとなるよう、このイベントの企画・運営に携わっています。

2001（平成13）年度の開始以来、第16回目となる今回は2016（平成28）年7月30日（土）・31日（日）の2日間にわたり長野市のビッグハットにおいて、多くの企業・団体の出展の下、それぞれの環境保全に関する取組などが紹介され、2日間の来場者数は6,634人となりました。

また、県内各地域で開催される環境イベントなどと連携する「信州環境フェア地域連携事業」を県下6地域（佐久、上小、諏訪、上伊那、木曽、松本）で実施しました。



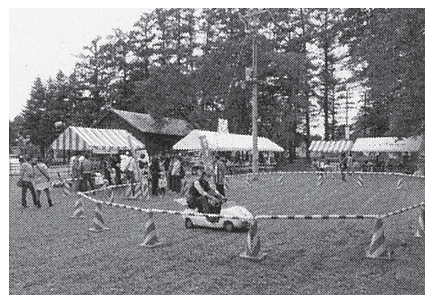
地域における特色ある取組 （豊かな環境づくり佐久地域会議）

～「環境フェアin佐久」及び「環境フェアin佐久Jump Out!」～

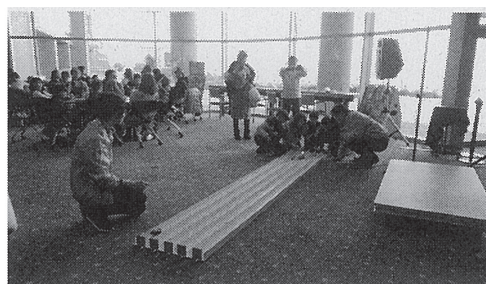
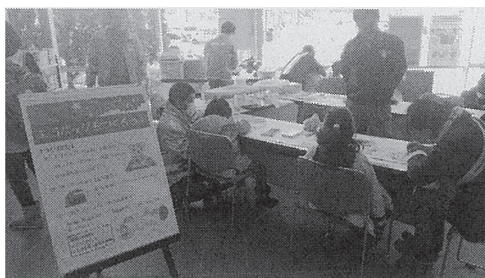
豊かな環境づくり佐久地域会議では、持続可能な循環型社会の実現を目指し、より環境に配慮したライフスタイルを身近なものにするための取組の一環として、「環境フェアin佐久」を開催し、身近なエコ活動を自分から行動していくきっかけとなる広報・普及啓発活動を行いました。このイベントは例年実施しており、地域の大きなイベントとして定着し好評を得ています。

<イベントの内容>

- ・燃料電池自動車や小水力発電模型の展示
- ・ソーラーカーの試乗体験
- ・ソーラークッカー・生ゴミ堆肥作りの実演 など



また、市町村が主催する環境・健康等のイベントにも「環境フェアin佐久Jump Out!」として出展し、マイエコバッグづくりや燃料電池ミニカー工作などの体験活動を行いました。



ウ 環境衛生週間

「廃棄物処理法」が1971（昭和46）年9月24日から、「浄化槽法」が1985（昭和60）年10月1日からそれぞれ施行されたことを記念して、国では、9月24日から10月1日までを「環境衛生週間」と定めています。県においても、この期間中に、市町村を中心として生活環境の保全と公衆衛生の向上に向けて各種事業を実施しています。

エ 環境にやさしい買い物キャンペーン

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが日常生活において、資源の有効利用に配慮した商品の選択や、過剰包装を避けるなどの環境に配慮した消費行動を実践することが重要です。このため、県では、広く県民や事業者の参加を得ながら、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を2000（平成12）年度から実施しています。

2016（平成28）年度は、9～10月をキャンペーン実施期間として、スーパーマーケットなどの964店舗と11の消費者団体などに参加していただき、「環境負荷の低減に資する商品を購入しよう」という消費行動を推進するために、環境ラベルを集めて応募すると抽選で賞品が当たる懸賞を実施し、513人の方に参加いただきました。

また、期間中、スーパーマーケットなどの参加店舗において関係NPOの協力の下、環境配慮型商品や店舗の環境配慮の取組等について学習する「スーパー エコ探検」を実施しました。

オ グリーン購入法*

「長野県グリーン購入推進方針」を策定し、国の方針に準じた環境配慮物品などに加え、温室効果ガスであるCO₂排出の削減につながるよう地消地産の観点で、県独自に、各種長野県認定制度に基づく認定製品（リサイクル製品、農産物など）を調達するよう努めています。

平成29年度 信州豊かな環境づくり県民会議 環境保全に関するポスターコンクール優秀作品（小学生高学年の部）



岡谷市立長地小学校6年
鬼窪 未来さん



安曇野市立豊科南小学校6年
務臺 成美さん



安曇野市立豊科南小学校6年
藤澤 綾乃さん

* グリーン購入→p.184

第2節 環境教育の推進

現状と課題

地域の環境は、行政だけではなく、地域住民が自分たちの手で保全していくことが重要であることから、県では、全ての県民が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題を解決する能力を高められるよう、それぞれの年齢層に応じ、環境教育に取り組む仕組みづくりを進めています。

施策の展開

1 人材の育成

(1) 子どものための環境教育の場の提供

ア こどもエコクラブ*

「こどもエコクラブ」は、環境教育に取り組む幼児から高校生までの子どもたちを支援するための活動です。県も地域事務局として、この活動を支援しています。(表2-1-3)

イ みどりの少年団

次代を担う少年少女がみどりを通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めるために結成された「みどりの少年団」の活動を支援しています。(表2-1-4)

表2-1-3 こどもエコクラブ登録状況
(2017(平成29)年3月末現在)

	クラブ数	人数
長野県	34クラブ	1,673人
全国	2,013クラブ	113,920人

(資料：環境政策課)

表2-1-4 みどりの少年団登録状況
(2017(平成29)年1月1日現在)

	団数	団人数
長野県	175団体	22,826人
全国	3,356団体	327,693人

(資料：森林づくり推進課)

(2) 学校での環境教育・環境学習

小・中学校においては、学習指導要領に基づき、理科や総合的な学習の時間などを通じて、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れ、自然環境を大切に、保全しようとする気持ちを育てています。高等学校では、現代社会や理科の授業などで、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るなど、環境教育を推進しています。

ア 環境教育副読本等指導資料の作成

これまでに、小中高別に「環境教育指導資料」を刊行し、全県の小・中学校、高等学校に配布したほか、環境教育資料ビデオや森林・林業教育教材として副読本などを作成しています。

イ 環境教育の研修講座

環境教育に関わる指導者の育成を図るため、県総合教育センターにおいて、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に講座を開設し、研修を行っています。(表2-1-5)

ウ 環境関連学科の設置

県立高等学校に環境クリエイト科、環境システム科、環境化学科等の環境関連の学科を設け、環境保全や環境技術の実践的な学習に取り組んでいます。

* こどもエコクラブ→p.184

表2-1-5 2016（平成28）年度環境教育研修講座の概要

研修講座名	対象校種	研修講座の概要
かしこい消費者・エコ生活 ～持続可能な社会をつくる 家庭生活～	小・中・ 高・特支	消費者教育や環境学習の実践的ヒントを体験的に学びます。 講義 「家庭科における消費・環境に関わる指導と評価」 実習 「チャレンジ！エコで楽しい食生活」 演習 「環境に配慮した生活・暮らしの省エネ」 講義 「消費者教育の基礎」 講師：長野県金融広報委員会 消費生活アドバイザー
身近な『環境実験』で 生徒の意欲を育む ～農業・工業・理科の 授業に活用しよう～	高	学習指導要領の趣旨を理解し、環境教育に関する調査・実験を通して、 生徒の学習への興味を高める指導方法を考えます。農業・工業・理科学科目 における環境調査・実験の位置づけと役割を考えます。 講義 「学習指導要領における環境調査・実験の位置づけと展開」 実習 「水・土壌・大気・騒音・酸性雨等の環境に関する実験」 講師：長野県環境保全研究所 水・土壌環境部長 研究協議 「各学校における環境調査・実験の取組」

（資料：教学指導課）

2 施設の活用

(1) 烏川渓谷緑地

公園に対するニーズが多様化する中で、県営都市公園である烏川渓谷緑地では、現在ある自然を守り、多様で豊かな自然を活かしながら利用できる公園づくりを行っています。

公園内ではビオトープや林間、水辺の園路などが整備され、安曇野の自然を五感で感じることが出来ます。定期的に自然学習会、観察会なども開催され、環境教育の場として活用されています。

また、当公園は水遊び、散策、写生、写真撮影などのレクリエーション、文化活動の拠点として県内外の幅広い年齢層に利用されています。（表2-1-6）

表2-1-6 施設の概要（烏川渓谷緑地）

所在地	安曇野市穂高・堀金烏川地区
区域面積	約49.7ha（供用面積）
内容	・水辺エリア 環境管理事務所を拠点とした環境教育、交流の場（自然観察園路、溪流広場、ビオトープ） ・森林エリア 市民参加による里山の再生・活用（自然観察園路）

（資料：都市・まちづくり課）

(2) 体験学習の森

県民の環境問題や森林づくりへの関心が高まる中、森林・林業についての理解と実践的な知識の普及を図ることを目的として森林・林業にかかる体験学習などを行っています。（表2-1-7）

表2-1-7 施設の概要（体験学習の森）

所在地	塩尻市大字広丘5792番地ほか
区域面積	191,306㎡
内容	・学習林及び実習林 県林業総合センター及び県総合教育センター受講者の学習の場（管理車道） ・森林体験 児童・生徒や教師を始め、多くの県民が林業体験などを通じ、森林の重要性を学習する場（炭窯・遊歩道・トイレ） ・ふれあいの森 一般県民が森林に親しめる多様な樹木などが植栽された快適な憩いの場（あずまや・遊歩道）

（資料：信州の木活用課）

(3) 八十二森のまなびや、県民の森

森林の公益的機能*の保全の意識が高まる中、その学習拠点として、県鳥獣保護センターの機能も併せて整備し、森林・林業などに対する理解と普及啓発の促進を図っています。

県民の森は、県民のレクリエーションや自然探索、自然や森林に関する知識の普及と健康増進を図るために活用されています。(表2-1-8)

表2-1-8 施設の概要(八十二森のまなびや、県民の森)

	八十二森のまなびや ～ecology Bank82戸隠森林館～	美ヶ原県民の森	大平峠県民の森
所在地	戸隠森林植物園内	松本市入山辺	飯田市・木曾町
区域面積	木造平屋造(大断面集材材構造)1棟652㎡	120.85ha	248.19ha
内容	・体験ジオラマ ・戸隠の森林探検 ・マルチビジョンシアター ・森の図書室 ・情報サロン戸隠の自然 ほか	遊歩道、あずまや ほか	キャンプ場、遊歩道、便所 ほか

(資料：森林づくり推進課)

(4) 青年の家・少年自然の家

小中学校の林間学校や各種団体がキャンプや自然観察会、生物観察会などの自然体験活動を通じて、身近な自然環境について学んでいます。また、青年の家・少年自然の家においても、自然体験の提供を通して少年の健全な育成を図るため、施設周辺の自然環境や設備を最大限活かし、四季に応じた特色ある自主事業を実施しています。(表2-1-9)

表2-1-9 2016(平成28)年度青年の家・少年自然の家の自主事業(自然体験・環境教育関係)

施設名	期日	事業名	施設名	期日	事業名
松川青年の家	4月16日ほか	草木染①～⑩	須坂青年の家	4月26日	原木芽栽培に挑戦
	4月17日ほか	木工教室①～⑥		5月24日	春の高原のトレッキング
	4月23日ほか	南信州自然探訪①～⑬		6月12日	根子岳登山と米子大瀑布
	4月24日ほか	栽培体験①～⑩		7月13日	峰の原高原の野草とハーブを楽しむ
	4月29日	カブトムシの飼育		9月11日	烏帽子岳・湯ノ丸山登山
	4月30日	春の自然観察		8月17-19日	親子キャンプ
	5月4日ほか	森キャンプ春夏秋冬		10月16日	大笹街道での紅葉狩りほか
	5月6日	ホテルを探そう	望月少年自然の家	5月19日	自然体験認定指導者養成講座
	5月7-8日	春の野鳥観察		6月7日	アウトドアクッキング
	5月11日ほか	アウトドアクッキング①～⑥		8月27-28日	キャンプ&星空教室
	5月30-31日	ファミリーキャンプ		9月10-11日	もちづきタイニーキャンプ
	ほか			ほか	①～⑥
	7月24日	セミとカブトムシ		1月22日	スノーシューで雪山散歩
	8月11日	間沢川で遊ぼう	阿南少年自然の家	4月16-17日	山菜採りといちご狩り
	9月11日	秋の虫観察会・ザリガニ捕り		5月14-15日	化石採集と陶芸体験
	10月23日	化石採集		6月4-5日	ボランティア養成先週
	10月1日	野生きのご教室		10月1-2日	里山ハイキング
	11月3日	秋の自然観察		11月5-6日	あなんタイニーキャンプ
	12月10日	森のリースづくり		2月25-26日	野鳥を知ろう
12月15日ほか	森林整備研修①～③				
1月28日	冬の野鳥観察				
2月11日	冬の自然観察				
3月19日	春を探そう				

(資料：文化財・生涯学習課)

3 機会の充実

県内各地における各種講座、学習会、自然観察会等の開催や講師派遣など環境教育に取り組む機会を充実するほか、県環境保全研究所、県自然保護センターなどを活用するなど、県内各地域における自然観察の拠点づくりを行っています。

(p.21 第1章第4節3「県環境保全研究所の環境教育」、p.118 第5章第2節1(1)「自然観察インストラクター・自然解説団体による自然観察会の実施」参照)

* 森林の公益的機能→p.185

第3節 環境影響評価による環境保全の推進

現状と課題

環境影響評価*（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、あらかじめ、事業者自らが環境に与える影響を調査・予測・評価するとともに、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公表し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業としていくための手続です。

施策の展開

1 環境影響評価制度の主な経緯

県及び国における環境影響評価制度の主な経緯は表2-1-10に示すとおりです。

表2-1-10 県及び国における環境影響評価制度の主な経緯

主体	期日	事業名
長野県	1984（昭和59）年1月 1998（平成10）年3月 2007（平成19）年10月	長野県環境影響評価指導要綱 制定 長野県環境影響評価条例 制定（1999（平成11）年6月施行） 改正条例 制定 対象事業に風力発電所を追加
	2015（平成27）年10月	改正条例 制定（改正概要はp.19に掲載） ・事業の計画段階における環境配慮のための手続の導入 ・事業着手後に実施する調査や報告に係る手続の充実 ・対象事業に大規模太陽光発電施設など新たな種類の事業追加
国	1984（昭和59）年8月 1997（平成9）年6月 2011（平成23）年4月	「環境影響評価の実施について」 閣議決定 環境影響評価法 制定（1999（平成11）年6月施行） 改正法 制定 ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の導入 ・環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の導入
	2013（平成25）年6月	改正法 制定 放射性物質の除外規定の削除

（資料：環境政策課）

2 環境影響評価手続の実施状況

環境影響評価法、長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価指導要綱に基づく2016（平成28）年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-11に示すとおりです。また、2016（平成28）年度は、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価技術委員会の審議を行い、知事意見等を表2-1-12のとおり通知しました。

→p.134：「表2-1-11 環境影響評価手続の実施状況」

表2-1-12 長野県環境影響評価条例及び環境影響評価法に基づく知事意見等（2016（平成28）年度実績）

根拠	対象書類	事業名
法	方法書	（仮称）都市計画道路伊駒アルプスロード
条例	配慮書	長野県佐久市メガソーラー発電所（仮称）事業
	方法書	諏訪市四賀ソーラー事業（仮称） 一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）事業
	準備書	飛騨信濃直流幹線新設工事事業
その他	JR報告書	大鹿村内発生土仮置き場等

（資料：環境政策課）

* 環境影響評価→p.184

3 長野県公共事業環境配慮制度

現行の環境影響評価制度が対象としない事業の実施に当たっても、事業が環境に与える影響をできるだけ小さくすることが必要です。県では、「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を定め、県が実施する公共事業のうち、法及び条例の規模対象未満の事業や非対象の事業について、環境配慮制度を実施し、より環境に配慮した内容とするための手続を実施しています。

2016（平成28）年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-13に示すとおりです。

→p.134：「表2-1-13 環境配慮制度の手続実施状況」

図2-1-1 環境配慮制度の対象となる事業一例

「道路の建設」「ダム建設」など、環境影響評価制度対象事業のうち、規模が法や条例の対象未満の事業（一定規模以上）

例 「道路の建設（県道等）」 対象規模…長さ1km以上

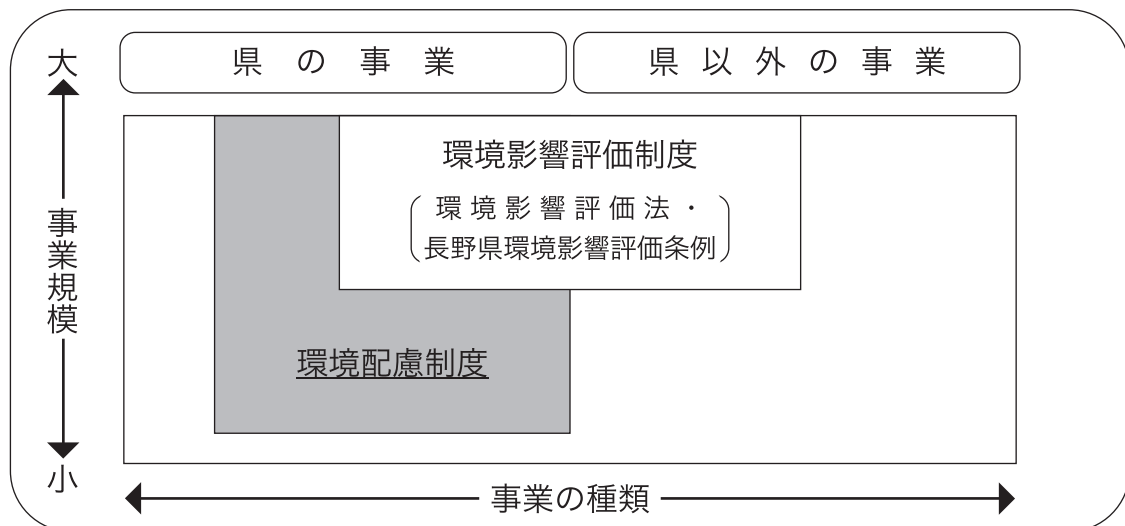
（県条例では、4車線以上かつ長さ10km以上 ※第1種事業）

「建築物の建築」など、事業の種類そのものが法や条例の対象になっていない事業（制度により定められた一定規模以上の事業）

例 「公園の整備」 対象規模…土地の形質変更面積1ha以上

「建築物の建築」 対象規模…延べ面積5000㎡以上

図2-1-2 環境配慮制度と環境影響評価制度との関係

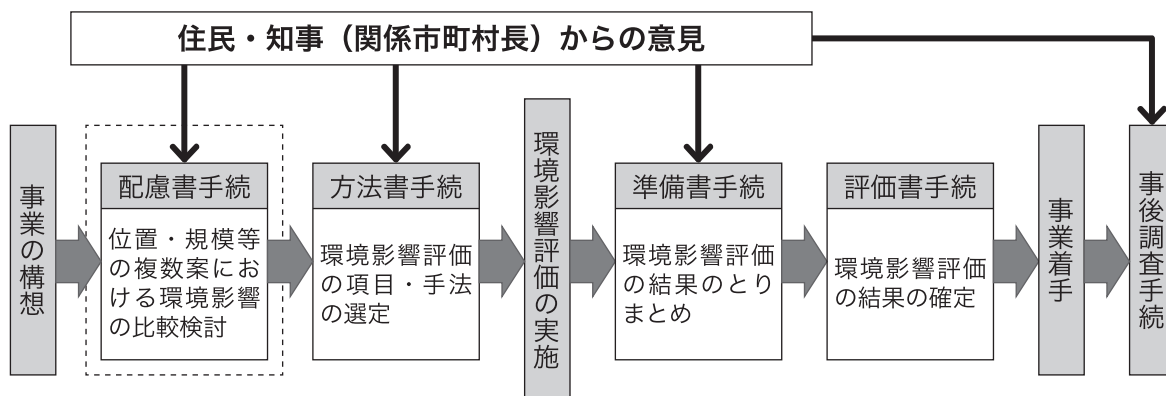


長野県環境影響評価条例の改正

1 計画段階環境配慮書手続の導入

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案の環境影響を比較検討することにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続である「計画段階環境配慮書手続」を導入しました。

【参考】改正後の環境影響評価条例における手続の流れ



2 事後調査手続の充実

事業の着手前にあらかじめ行われる環境影響評価手続の不確実性を補うため、事業着手後に調査・報告を行う「事後調査手続」について、事後調査の計画書の作成や、事後調査報告書に対する住民意見の提出等の手続を新たに導入しました。

3 条例対象事業の拡大

大規模太陽光発電事業など、従来は想定していなかった種類の事業による大規模開発に対応するため、次のとおり対象事業を拡大しました。

対象事業	第1種事業の要件	第2種事業の要件
水力発電所の設置	出力15,000kW以上	—
風力発電所の設置	出力5,000kW以上 (現行10,000kW以上)	—
地熱発電所の設置	出力5,000kW以上	—
太陽光発電所の設置	敷地面積が50ha以上	森林の区域等における敷地面積が20ha以上
送電線路の設置	17万V以上 かつ こう長が1km以上	—
工作物の用に供する一団の土地の造成	一団の土地の面積が50ha以上	森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上

※ 第1種事業は必ず環境影響評価の手続を実施する事業、第2種事業は環境影響評価の手続を実施するかどうかを知事が判定する事業

第4節 県環境保全研究所による調査研究等

現状と課題

県環境保全研究所は、環境の保全及び保健衛生の向上のため、分析・検査を行うとともに、環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、様々な調査研究に取り組んでいます。その成果を広範な県の施策に反映させるため、調査研究で得られた情報の提供や、普及・啓発を行い、県民に開かれた信頼される研究所を目指しています。

施策の展開

1 県環境保全研究所の試験検査

行政施策を技術的に支援できる体制の整備と技術・知識の向上に努め、試験検査業務を行っています。

→p.135：「表2-1-14 県環境保全研究所の試験検査（環境部分抜粋）（2016（平成28）年度）」
「表2-1-15 検査検体数（環境部分抜粋）（2016（平成28）年度）」

2 県環境保全研究所の調査研究

2016（平成28）年度の主な調査研究は次のとおりです。（以下5テーマ以外は資料編 表2-1-16に掲載）

→p.136,137：「表2-1-16 2016（平成28）年度長野県環境保全研究所調査研究テーマ一覧」

(1) 野尻湖の水草帯の復元と保全に関する研究

野尻湖では、喪失した水草帯の復元を目指して、約20年間にわたる検討と対策がなされてきました。この研究では複数の場所で水草を観察し、復元状況及び長期変化を把握することで、水草による水質浄化や生物多様性保全の役割を取り戻し、野尻湖が望ましい湖沼環境となることを目指しています。

(2) 大気中微小粒子状物質（PM2.5）*の発生源寄与解析

PM2.5については、国外からの影響が大きいと考えられており、効果的な削減対策の検討には、国内外の各種発生源寄与割合を解明することが重要です。そこで国外からの影響をとらえやすい山岳地域（八方尾根）と、地域の影響を受けやすい都市部（長野市）において比較調査を行いました。また、高濃度事象の発生メカニズム解明を目指し、全国の地方環境研究所等との広域共同調査に参加しました。

(3) 放射性セシウムの土壌中の濃度分布に関する調査研究

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故から5年が経過し、空間放射線量率の値や、降下物に含まれる放射性セシウムの量から、その影響は減少していることが分かっています。この研究では、土壌中の放射性セシウムの深さ方向濃度分布を調査し、現在もごく浅い部分に放射性セシウムが留まっていることを確認しました。

(4) 長野県の生物多様性の総合評価と保全に関する調査研究

本県の生物多様性を保全するため、「生物多様性ながの県戦略」の目標・行動計画の達成に貢献する調査研究を進め、目標達成に向けた評価や見直しに必要な情報を提供しました。（レッドリストの改訂、生物多様性ホットスポットの選定、草原生態系の保全と再生）

(5) 長野県における気候変動の実態把握と適応推進体制の構築に関する研究

将来の気候変動への適応策を検討するため、気候変動の実態を詳細に把握するとともに、気候変動の予測と影響評価に関する研究を進めています。また、研究成果を「信州・気候変動適応プラットフォーム」に提供し、自然生態系、農業、防災等の分野における県の気候変動適応策を推進しています。（研究の一部は、文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）」の委託研究として実施）

* 微小粒子状物質(PM2.5)→p.186

3 県環境保全研究所の環境教育

(1) 施設公開と親子環境講座

2016（平成28）年7月23日に環境保全研究所の施設公開を実施しました。施設公開と合わせて、親子で楽しみながら環境保全や安心・安全な生活について学ぶ「親子環境講座」を実施しました。（表2-1-17）

表2-1-17 施設公開と親子環境講座（2016（平成28）年度実績）

事業名	実施場所	参加者
施設公開	○安茂里庁舎 「土で水をきれいにしよう」、「気体を感じてみよう」、「リサイクル実験」のテーマで体験学習 ○飯綱庁舎 デジタル地球儀“触れる地球”の展示解説、安曇野の『盆棚』再現、昆虫標本特別展示など	194人
親子環境講座	○安茂里庁舎 ・身近なものを使って水の酸性・アルカリ性を調べよう ・気体を感じてみよう ・プラスチック（発泡スチロール）をリサイクルしてみよう など ○飯綱庁舎 ・手羽先で“骨格標本”づくり ・飯綱山の“簡易立体地形模型”づくり ・動物の落とし物で“毛針”をつくろう など	149人

（資料：県環境保全研究所）

(2) 自然ふれあい講座と信州自然講座

年間を通じて、県民一人ひとりが自然環境などについて身近な場で学習できるよう、県内各地で自然ふれあい講座と信州自然講座（公開セミナー）を開催しました。（表2-1-18）

表2-1-18 自然ふれあい講座と公開セミナーなど（2016（平成28）年度実績）

事業名	開催回数	内容と実施場所	参加者
自然ふれあい講座	7回	「自然史王国信州を歩く～日本列島東西境界編～」（富士見町） 14人	145人
		「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ！～」（長野市） 36人	
		//（伊那市） 18人	
		//（大田市） 12人	
		//（松本市） 14人	
		//（飯田市） 33人	
信州自然講座	1回	「生物多様性の宝庫、北アルプス北部の今とこれから」（大田市）	120人

（資料：県環境保全研究所）

(3) サイエンスカフェ

信州の特色と魅力の源である「山と自然」の研究成果を紹介し、県民と職員がくつろいだ雰囲気ですり合える場として、「山と自然のサイエンスカフェ@信州」を長野市において開催しました。また、生活と環境に関わる科学的な話題を提供し、理解を深めていただくことを目的として「人と環境のサイエンスカフェin信州」を長野市において開催しました。（表2-1-19）

表2-1-19 サイエンスカフェ（2016（平成28）年度実績）

	開催回数	テーマ名	参加者
山と自然のサイエンスカフェ@信州	8回	温暖化で信州の森はどう変わるか	27人
		信州の山 その自然の魅力に迫るI	35人
		地球温暖化～信州はどうなる？*	57人
		信州の山 その自然の魅力に迫るII	41人
		信州の自然を輝かせる生物多様性	50人
		信州の山野に広がる外来生物	45人
		近未来の地域を変える気候変動	29人
		野生動物の数をどう知るか？	46人
人と環境のサイエンスカフェin信州	1回	「“ノロ”シーズン到来！家庭でできる感染症対策」	47人

（資料：県環境保全研究所）

(4) 講師派遣とインターンシップなどの受入れ

県、市町村、市民団体や教育機関などが主催する研修会や観察会などへの職員の派遣、職場体験学習、インターンシップなどの受入れなどを行いました。2016（平成28）年度の実績は307件でした。

● 第5節 景観形成、緑化の推進 ●

現状と課題

- 1 本県は、県土の約8割が森林に覆われたみどり豊かな森林県です。身近なみどりは、地域の個性を創りだし、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、動植物の生態系維持や防災などといった自然環境や生活環境の面においても重要な役割を果たします。こうしたみどりを守り、育て、増やし、そして次代に譲り渡す責任があることから、県では、様々な施策を実施しています。
- 2 本県は、雄大な山々や清らかな河川・湖沼などの多様な自然と数多くの歴史的・文化的景観資産に恵まれ、それらは田園やまち並みと融和して、地域の特徴ある景観を形成しています。
しかし、近年の都市化の進行などによりそれらの貴重な景観資産が失われる懸念があることから、本県の美しい景観の保全や良好な景観の創出のため、様々な施策を実施しています。

施策の展開

1 快適な生活環境を確保するための基盤整備

(1) みどり豊かな都市公園の整備

都市公園は、都市にみどりや憩いの場を提供するとともに、大気浄化、騒音の遮断等の公害防止、災害時の避難・救援活動の場の提供など、うるおいのある良好な生活環境を保持するための大きな役割を持つ都市施設の一つです。

本県における都市公園は、2016(平成28)年度末現在963箇所、面積約2,737haが開設されています。

都市計画区域内1人当たりの都市公園面積は、14.76㎡/人(2016(平成28)年度末)となっており、全国平均の10.3㎡/人(2015(平成27)年度末)を上回っていますが、市街地内の身近な公園を始めとするみどり豊かな都市公園の整備を更に進める必要があります。(表2-1-20)

都市にみどり豊かな憩いの場を提供するため、県都市公園(表2-1-21)を維持、管理するとともに、市町村が行う都市公園整備について、技術的支援をしています。

表2-1-20 都市公園整備量(2017(平成29)年3月末現在)

(面積単位: ha)

都市施設	公園							緑地	墓園 広場	合計	うち 開設済	都市計画 決定して いない開設 済都市公園	開設済 都市公園 合計
	街区	近隣	地区	総合	運動	特殊	広域						
箇所	366	72	38	35	10	5	2	30	4	562	521	442	963
面積	92.03	140.47	230.69	880.17	245.42	241.70	457.60	459.69	47.25	2,795.52	2,209.33	528.00	2,737.33

※1 公園のほか緑地、墓園、広場の公共空地で開設済み状況を集計

(資料: 都市・まちづくり課)

※2 都市計画決定していないが地方公共団体が設置した都市計画区域内の公園、緑地を含む。

表2-1-21 県都市公園一覧(2017(平成29)年3月末現在)

(面積単位: ha)

公園名称	種別	所在地	都市計画 決定面積	供用開始面積		主要施設
				全体	うち 県管理分	
風越公園	近隣	飯田市	1.8	1.8	1.8	創造館、広場、野外劇場ほか
若里公園	地区	長野市	5.8	5.8	5.8	広場、図書館ほか
駒場公園	総合	佐久市	11.3	10.0	1.0	創造館
飯田運動公園	運動	飯田市	27.7	14.5	12.0	野球場、弓道場、多目的運動場ほか
長野運動公園	運動	長野市	22.2	22.2	4.1	野球場
松本平広域公園	緑地	松本市、塩尻市	149.9	152.3	141.6	総合球技場(アルウィン)、やまびこドーム、広場、庭球場、陸上競技場、体育館、マレットゴルフ場ほか
南信州広域公園	広域	売木村	53.8	53.8	53.8	オートキャンプ場、広場、散策園路ほか
烏川溪谷緑地	緑地	安曇野市	153.0	49.7	49.7	散策園路、広場ほか

(資料: 都市・まちづくり課)

(2) 道路環境の整備

ア 道路の緑化

防災機能など良好な生活環境を保持するとともに、「うるおい」や「やすらぎ」のある良好な沿道環境を提供する道路緑化に配慮します。

イ 安全・安心な生活環境の提供

放射・環状道路の重点的な整備、歩行者・自動車の環境改善、沿道を含めた一体的な整備を図る街路事業を実施し、安全・安心で楽しく歩いて暮らせる集約型のまちづくりを推進します。

2 みどり豊かな空間の保全と創造

県では、「美しい信州のみどりづくり」をめざす緑化行政を推進しています。

特に、ゆとりとうるおいのある快適な郷土づくりに貢献する都市部の緑化については、現存するみどりの保全に努めるとともに、新たな緑化を推進します。

(1) 法律に基づく緑地の保全・創出

ア 都市計画法

都市の良好な風致を維持し、みどり豊かで良好な住宅市街地の形成を誘導するため、風致地区制度の活用を図っています。本県においては、24箇所が風致地区として指定されています。

イ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内に存在する樹木又は樹木の集団のうち一定の基準に該当するものについては、保存樹又は保存樹林として促進を図っています。

ウ 工場立地法

良好な労働環境の形成とともに、産業活動と周辺環境の調和を図るために、工場の緑化を推進しています。

(2) みどりづくりの取組の強化

みどり豊かな郷土づくりを県民総参加で推進するため、毎年4月から5月までの間を緑化推進特別強調月間とし、植樹やみどりに親しむための各種行事などを実施しています。また、県民総参加による緑化活動を推進するため、公益財団法人長野県緑の基金と協力しながら活動の一層の充実を図っています。

第36回全国都市緑化信州フェア開催の決定

全国都市緑化フェアは、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いある都市づくりに寄与するため、1983（昭和58）年度から毎年開催されている花と緑の祭典です。これまで、県内での開催はありませんでしたが、県、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市において2015（平成27）年度にフェア招致を表明し、2016（平成28）年9月12日に国土交通大臣の同意が得られ、2019（平成31）年度に「第36回全国都市緑化信州フェア」を開催することが決定しました。

この信州フェアを一過性に終わらせず都市緑化推進の契機として、みどりに関わる多くの方々が協働することで、都市にみどりあふれるまちづくりを進めていきます。

<第36回全国都市緑化信州フェア 開催概要>

- 愛称 信州花フェスタ2019 ～北アルプスの贈りもの～
- 期間 2019（平成31）年4月25日（木）～6月16日（日）
- 会場 メイン会場：長野県松本平広域公園
サブ会場：国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高、大町・松川地区）、
長野県烏川溪谷緑地



3 美しい景観の保全と創出

(1) 景観施策の概要

地域の特性を活かした景観育成を図るため、1992（平成4）年3月に長野県景観条例を制定し、景観行政を進めてきました。また、2004（平成16）年6月に景観法が制定され、これに併せて屋外広告物法が改正されたことに伴い、2005（平成17）年度に長野県景観条例及び屋外広告物条例の改正並びに景観計画の策定を行いました。

県では、これまでの景観育成のための規制・誘導等の施策に加え、2006（平成18）年度からは地域の自律的な取組による景観育成の推進、2012（平成24）年度からは農村景観の保全・育成などの施策を実施しています。

(2) 景観育成施策の状況

県における景観育成施策の実施状況は、表2-1-22のとおりです。

表2-1-22 景観育成施策の状況

施策名	内 容
大規模行為の届出など	長野県景観条例では、建築物などの新築、増改築等一定規模以上の行為について届出が必要となっており、2016（平成28）年度は113件の届出がありました。 （景観育成重点地域*を除く。）
景観育成重点地域内等行為の届出など	県内4地域の景観育成重点地域では、比較的小規模な建築行為等についても届出が必要となっており、2016（平成28）年度は1,664件の届出がありました。
景観育成住民協定の認定	地域住民の自主的な景観づくりによる良好な景観の育成を図るため、県では、景観育成住民協定*の認定を行っており、2016（平成28）年度末までに168の協定を認定しました。
屋外広告物の規制	屋外広告物法及び条例により、屋外広告物を表示・設置できない物件や表示・設置してはならない広告物のほか、屋外広告物の表示の方法などを規制する地域を指定し、良好な景観の保全・育成などを図っています。

（資料：都市・まちづくり課）

4 歴史的・文化的環境の保全

国や県では、文化遺産のうち歴史上、芸術上並びに学術上価値の高いものを文化財に指定するなどして保護を図っています。歴史的・文化的環境に関わりのある建造物などの文化財の指定等については、表2-1-23のとおりです。

建造物や記念物の個別指定・登録による保護のほか、伝統的な建造物群や文化的な景観の選定により、地域固有の歴史的・文化的環境を保全しています。また、市町村が策定した「歴史的風致維持向上計画」に基づき、市町村とともに歴史的なまち並みの維持向上に取り組んでいます。

表2-1-23 文化財の指定等の状況（2017（平成29）年3月末現在）

	区 分	件数 (件)	区 分 の 説 明	
国	国宝（建造物）	5	重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの	
	重要文化財（建造物）	81	有形文化財のうち重要なもの	
	特別史跡名勝天然記念物	6	古墳、城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）のうち特に重要なもの	
	史跡名勝天然記念物	66	記念物のうち重要なもの	
	選定	重要伝統的建造物群保存地区	7	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境で我が国にとってその価値が特に高いもの
		重要文化的景観	2	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観のうち、我が国民の生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
	登録	登録有形文化財（建造物）	501	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
登録記念物		7	既指定の記念物以外のもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	
県	指定	県宝（建造物）	73	県の区域内に存する有形文化財のうち重要なもの
	県史跡名勝天然記念物	178	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの	

（資料：文化財・生涯学習課）

* 景観育成重点地域→p.184、景観育成住民協定→p.184

第6節 各産業分野における環境負荷の低減の推進

1 環境に配慮した事業活動等の推進

(1) 環境に配慮した事業活動への支援

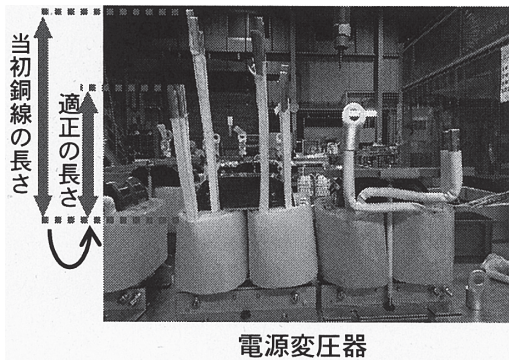
ア 県工業技術総合センターによる技術支援

県工業技術総合センター（以下、センターという）では、環境分野の製品や技術開発に関する課題について、技術相談、依頼試験、機器貸付、受託研究及び共同研究などにより、解決を図っています。

特に、製造工程内のロスのコストとして「見える化」するためのMFCA*手法の導入や、製造現場のエアコンプレッサの運転効率改善を図る「ものづくり現場環境対応支援事業」などを通じて、県内企業の環境負荷低減と収益向上の両立や環境意識の向上などの人材育成を支援しています。

また、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づき、2012（平成24）年4月にセンターに設置された「次世代産業技術開発推進本部」の「グリーンファクトリー技術開発推進グループ」が、環境・エネルギー分野における有望な技術シーズの提案から各企業が取り組む応用研究の企画・実施・試作までの一貫した支援を行っています。

表2-1-24 2016（平成28）年度 共同研究（個別事例研究）の成果

電源変圧器の環境設計による端材の削減への支援	支援企業：東京精電(株)（上田市）
<p>支援企業では、電源変圧器に多くの銅線を使用し、製造していますが、設計上の数量と実際の使用量が合っているのか検証したことはありませんでした。そこで、MFCA手法を用いて過去半年分の購入量を分析するとともに、各製品における銅線の適正量を計算しました。</p> <p>その結果に基づき、銅線の長さを見直したところ、廃棄量及び在庫量の削減が可能となり、ある機種では銅線の約3%が削減でき、年間数十万円のコスト削減につながりました。</p>	

（資料：ものづくり振興課）

表2-1-25 2016（平成28）年度 ものづくり現場の環境対応支援事例

支援企業業種	改善提案の内容	電気料金削減見込
株駒ヶ根電化 （駒ヶ根市） 金属製品製造業	めっき工場の生産設備について ①コンプレッサの運転モード変更 ②稼働台数削減 ③配管等エア漏れ改善及びエア配管の取り回し改善 ④チラーの休日停止とフリークーリング方式の採用等	約 440 万円/年
株みすずコーポレーション （長野市） 食料品製造業	食品加工工場の生産設備について ①コンプレッサの稼働台数削減 ②ボイラ効率向上による蒸気コンプレッサの高効率化 ③工場内の加熱機器の断熱改善	約 120 万円/年
太陽工業(株) （諏訪市） 金属製品製造業	金属部品製造工場の生産設備について ①生産量に見合うコンプレッサの稼働台数調整 ②エア使用設備（バキュームポンプ等）の休日停止 ③配管等エア漏れ改善	約 200 万円/年

（資料：ものづくり振興課）

イ 県ホームページによる啓発

県ホームページに「環境情報ひろば」を開設し、製造業を中心とする中小企業向けに海外の環境規制情報など環境対応のための情報を発信しています。

* MFCA→p.183

(2) 環境マネジメントシステム導入に向けた取組の促進

ア 環境マネジメントシステム導入に向けた動き

事業者が活動全般にわたって環境保全への取組を効果的に進めるため、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく体制・手続等の仕組みである「環境マネジメントシステム」の導入が進められています。

「環境マネジメントシステム」としては、国際規格であるISO14001*や人的・資金的にISO14001の取得が困難な中小事業者向けに環境省が策定したエコアクション21*があります。

イ 環境マネジメントシステム導入の促進について

中小製造業における環境マネジメントシステムの導入を促進するため、次の支援をしています。

(ア) ISO14001

公益財団法人長野県中小企業振興センターにおいて、環境マネジメントシステム導入を目指す企業に対し、専門家による助言などを行う専門家派遣事業を実施しています。

(イ) エコアクション21

一般社団法人長野県産業環境保全協会がエコアクション21地域事務局として、導入、構築、認証登録に向けた各種研修会やセミナーを実施しています。

(3) 環境に配慮する中小企業者に対する助成

ア 中小企業融資制度資金について

節電・省エネルギー対策のための設備の設置などを行おうとする事業者に対して、金融面から支援することにより、環境に配慮した設備導入などの促進を図っています。(表2-1-26)

表2-1-26 新事業活性化資金（節電・省エネ対策向け）の概要（環境部分抜粋）

資金名	融資対象者	利率	限度額	期間	備考
新事業活性化資金	節電・省エネ対策向け	年1.6%	設備及び運転の合計で 5,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内)	借入の際に必要な信用保証料については、県及び市町村で一部負担している。
				運転 7年以内 (うち据置1年以内)	

(資料：産業立地・経営支援課)

イ 信州ものづくり産業応援助成金について

地域の中核となる企業が、一定額以上の設備投資と一定数以上の常勤雇用者を新たに雇用して環境への配慮を行う場合、設備投資額に応じて信州ものづくり産業応援助成金を交付しています(表2-1-27)。

表2-1-27 信州ものづくり産業応援助成金

助成区分	助成要件		助成率	助成限度額
	取得価額	新規常勤雇用者数		
県外からの新規立地	25億円以上	200人以上	20%以内	10億円
	50億円以上	150人以上		
	25億円以上	150人以上	15%以内	
	50億円以上	100人以上		
	25億円以上	100人以上	10%以内	
50億円以上	50人以上			
研究所の立地	3億円以上	5人以上	15%以内	6億円
新設(上記以外)	5億円以上	10人以上	5~15%以内	5億円
増設 (中小企業のみ)	航空宇宙特区内 上記以外	5億円以上	6%以内	
			5%以内	

(資料：産業立地・経営支援課)

* ISO14001→p.183、エコアクション21→p.183

環境を考慮した製品開発

【概要】

「持続可能な社会の実現」という言葉は、現在では一般社会にも広く認知され、私たちの行動にも影響を与えています。製造業においては、自社製品に用いる資源の循環を通じて、製造過程で廃棄される資源の環境負荷に対しても積極的な削減が期待されています。また、近年、ものづくりの出発点である製品開発においては、従来の製品性能だけでなく、環境性能も意識した企画・設計の重要性が増しています。

このため、県工業技術総合センターでは、製造業の「環境を考慮した製品開発」を推進するため、環境適合設計支援技術の導入に取り組んでいます。

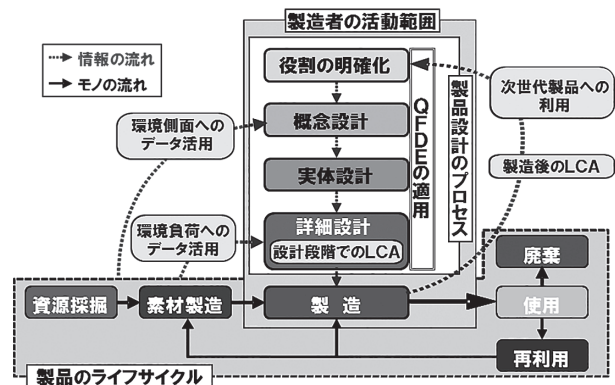
【環境を考慮した設計技術研究会】

県工業技術総合センターでは、2016（平成28）年度から環境活動に意欲のある県内の中小企業に会員を募り、「環境を考慮した設計技術研究会」をスタートさせ、主に、環境適合設計を行う際の主要ツールであるQFDE*とLCA*について、セミナー等を通して学んでいます。

2016（平成28）年度は実習ワークショップを3回実施し、市場競争力の強化をするため、自社製品に対して環境適合設計を適用できる人材の育成をしました。

【お問合せ先】

長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門 環境技術部(〒399-0006 松本市野溝西1-7-7)
TEL:0263-25-0790 (代) E-mail:kankyojoho@pref.nagano.lg.jp



製造者の活動範囲と製品ライフサイクル

* QFDE→p.184、LCA→p.183

2 環境にやさしい農業の推進

農業・農村は、食料の安定供給という重要な役割とともに、みどり豊かな県土の形成や地域社会の活力の維持、ゆとりとやすらぎの場の提供などの多様な役割を担っています。

近年は、農地からの肥料成分の地下水や河川等への流出や農薬の飛散など、農業生産活動に伴う自然環境や生態系への影響も懸念されています。

農業は、自然の生態系機能を活用する物質循環型の産業として、環境にやさしい農業生産活動を継続することが、水資源や自然環境を保全していくことにつながります。

地球環境問題などに対する関心が高まる中で、今後は、有機資源のリサイクルや化学肥料・化学合成農薬をより削減した農業生産、自然エネルギーの利活用等、環境と調和した農業生産を一層推進する必要があります。

(1) 環境にやさしい農業の普及・推進

化学肥料・化学合成農薬を削減して生産された「信州の環境にやさしい農産物認証」や環境に配慮した営農計画を認定する「エコファーマー」制度により、環境にやさしい農業の普及・推進を行いました。

また、集団で地球温暖化防止や生物多様性の保全に取り組む農業を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全活動や有機農業の取組を支援しました。

(2) 有機農業の推進

「第2期長野県有機農業推進計画」に基づき、各種研修会の開催、有機農業基礎技術講座などに取り組みました。

(3) GAP（農業生産工程管理）の推進

農業生産現場において、農産物の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産活動につながるGAPの取組を推進するため、適正な農業生産への改善指導を行う指導者を養成する研修会などを開催しました。

<信州の環境にやさしい農産物認証>

化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して生産された農産物を認証しました。
(2016（平成28）年度認証団体数：56団体、2016（平成28）年度認証件数：349件)

<エコファーマーの認定>

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、環境に配慮した次の3つの技術を導入する農業者を認定しました。

(2016（平成28）年度認定者数：428人、2016（平成28）年度末認定者数：3,834人)

- ①土づくり技術
- ②化学肥料低減技術
- ③化学合成農薬低減技術

<環境保全型農業直接支払交付金>

地域の慣行栽培に比べ、化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減する取組と併せて地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献する営農活動及び化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業の取組を支援しました。

(2016（平成28）年度取組面積：529ha、件数：42市町村84件)

3 環境に配慮した建設事業の推進

住宅・社会資本の整備及び更新などに伴い発生する建設資材廃棄物*は、排出量が多く、本県の産業廃棄物及びその最終処分量に占める割合も高くなっています。また、不法投棄の多くは、建設資材廃棄物です。

2013（平成25）年度長野県産業廃棄物実態調査結果では、県内で排出された産業廃棄物434万1,000tのうち、建設業は約23%（100万9,000t）を占め、電気・水道業、製造業に次ぐ3番目の量を排出しています。

建設副産物*の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令などに基づき、建設資材廃棄物の発生抑制や再資源化及び再生建設資材*などの利用を促進することが課題です。県では、2002（平成14）年5月に公表した「長野県建設リサイクル推進指針」並びに、国土交通省及び地方自治体からなる協議会により公表された「建設リサイクル推進計画2015」により、再資源化などの促進に取り組んでいます。

2014（平成26）年3月27日に国土交通省が公表した「平成24年度建設副産物実態調査結果」によると、本県は2008（平成20）年と比較して、建設副産物の再資源化率が向上しており、建設リサイクルの促進が図られていることが確認されており、引き続き建設副産物の再資源化に努めていきます。（表2-1-28）

(1) 建設資材廃棄物の発生抑制

建設工事の計画・設計段階から施設の耐久性向上を図るとともに、維持管理・修繕を容易にするなど、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材発生が抑制される製品開発や利用、並びに建設資材の再使用などの取組に、関係者が適切な役割分担の下で、連携しつつ積極的に参加することとしています。

(2) 建設資材廃棄物の再資源化等の促進

県発注建設工事においては、建設工事で発生するコンクリート塊などのがれき類について、破碎・選別などによって再生砕石、再生加熱アスファルト混合物などとして再資源化することとしています。これら特定建設資材*の分別解体と、再資源化施設への搬入を徹底するため、発注者・受注者の協力の下、各工事単位での再生資源利用計画の作成と実施を推進しています。

(3) 再生建設資材の利用促進

県では、再資源化により得られた再生建設資材利用を促進するため、関係者連携の下、特定建設資材廃棄物を用いた再生建設資材に係る需要の創出及び拡大に必要な調査、情報提供、並びに普及啓発に積極的に取り組んでいます。

また、県発注建設工事における再生建設資材の利用に当たっては、利用基準を定め、必要な品質を確保すること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することとしており、合わせて、再生資源を積極的に活用したりサイクル製品（資材）を使用するモデル工事を実施するなど再生建設資材の率先利用に努めています。

表2-1-28 長野県の建設副産物再資源化率等

区 分	2005年	2008年	2012年
建設廃棄物全体	92.5%	91.4%	96.3%
アスファルト・コンクリート塊	97.3%	98.8%	99.7%
コンクリート塊	97.5%	97.4%	99.7%
建設汚泥	20.9%	99.7%	69.3%
建設混合廃棄物排出量	5.3万t	4.7万t	5.1万t
建設木材（縮減含む）	94.4%	82.7%	94.4%
建設木材（縮減除く）	67.3%	76.0%	83.0%

※ 建設木材の縮減とは、焼却等による廃棄物の減量化を意味します。

（資料：国土交通省「建設副産物実態調査」）

〔再生建設資材の利用促進等に係る取組〕

(1) 利用基準策定による品質確保の取組

- ・再生砕石等の利用基準 (H21.6)
- ・再生加熱アスファルト混合物の利用基準 (H23.4)
→ 利用原則と品質規格、安全性の条件等を明記。

(2) リサイクル資材利用促進の取組

- ・リサイクル製品（資材）利用促進モデル工事実施要領 (H21.9)
→ 要領に基づく率先利用を図っている。

* 建設資材廃棄物→p.184、建設副産物→p.184、再生建設資材→p.184、特定建設資材→p.186